

垂産 第 273-5 号
令和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

垂井町長 早野 博文

市町村名 (市町村コード)	垂井町 (21361)
地域名 (地域内農業集落名)	府中地区 (府中集落、市之尾集落、敷原集落、梅谷集落、新井集落、大滝集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・府中地区の農業経営体数は78経営体(R2農林業センサス)となっており、このままの減少率で推移すると、令和12年には37経営体、令和17年には25経営体になることが推計され、農業経営体数の大幅な減少が見込まれる。
- ・各集落のそれぞれに中心的に地域の農業を担う営農組織及び認定農家が存在し、それらの主な経営体への農地集積が進んでいるが、法人のオペレーター不足や高齢化、新たな担い手の確保が課題である。
- ・若い世代が農業収入だけでは生活できない現状があり、担い手確保には所得向上が必要である。
- ・山際では鳥獣被害(特に鹿)による被害がひどい。動物は他市町から移動してくるため、自地区だけでの対応では限界があり課題である。
- ・山間地は畔が広く草刈りなどの維持・管理の負担が大きいことが課題である。
- ・山が近く水路に土砂が流入しやすいため、浚渫など水路の維持・管理も大きな負担となっている。
- ・畔の管理については地域間で運用にばらつきがあり、水路の運用もうまく機能していない部分があるため、維持・管理と運用の見直しを検討する必要がある。
- ・農業機械の大型化により小さいほ場で使用が難しいことや、南の地域の一部では水はけの悪さや水が来にくいなどの問題があり、ほ場の再整備や農業用施設の更新を検討する必要がある。
- ・主要農産物は、米、麦、大豆を生産しており、土地利用型農業が営まれている。
- ・近年の農業資材(機械、燃料、飼料)等の物価高騰が農業経営を圧迫している。特に機械更新時の負担が大きく離農の要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業を推進し農地利用を維持していく。
- ・中心的な担い手への集積・集約化を進めるとともに、農業に係る負担の軽減と担い手の確保を図り、持続可能な農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	194.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その周辺の農地は、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員や農地利用最適化推進員と町が農協と連携しながら、中心的な担い手に対する集積・集約化を進め。併せて、集約化による農業経営の合理化が、地域農業の存続に必要不可欠であることを地権者に対して周知し、集約化しやすい地域風土の醸成を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通した貸付とし、各集落の中心的な担い手へ集約化を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業機械の大型化や農業用施設の老朽化、水路への土砂流入に対応し、農業生産基盤の強化を図るため、土地改良事業やほ場の再整備、農業用施設の更新を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町やJAと連携し、地域内外からオペレーターなどを募ることにより担い手の確保を図り、各集落の中心経営体を次世代に継承していく。

担い手同士が単独で耕作するのではなく、他組織や個人農家などと連携や広域化することで、効率的で持続可能な経営体運営を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山際を中心に有害鳥獣の被害が多く、防護柵の高尺化を検討し、設置・管理を継続して地域で実施する。
- ③スマート農業の推進により作業効率の向上や省力化を図っていく。
- ⑦多面的機能支払交付事業や中山間地域直接支払交付事業に取り組み、集落内の農地の保全・管理を地域ぐるみで行い、畔や農業用施設の維持管理を継続して実施する。
- ⑩農業経営の効率化や基盤強化を図るため、担い手間の連携や株式会社化、機械の共同利用などについて検討する。